

第 370 回 兵庫県議会議案 説明資料

<令和 6 年度関係>

【事件決議関係】

I 第 6 次兵庫県環境基本計画の策定【第 205 号議案】 1

<令和 7 年度関係>

【条例関係】

II 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例
【第 30 号議案】 7

III 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の排水基準に関する条例の
一部を改正する条例【第 38 号議案】 8

令和 7 年 3 月
環 境 部

I 第6次兵庫県環境基本計画の策定【第205号議案】

平成31年2月に策定した「第5次兵庫県環境基本計画」について、本県の環境を取り巻く状況が大きく変化し、顕在化する課題に対してより一層の取組の強化が求められていることを踏まえ、新たに「第6次兵庫県環境基本計画」を策定しようとする。

1 計画の基本的事項

(1) 計画の性格

- ・ 環境の保全と創造に関する条例第6条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画
- ・ 県民とともに描いた県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」のめざす姿「カーボンニュートラルな暮らし」、「循環する地域経済」、「分散して豊かに暮らす」等を共有し、その実現をめざす環境分野の基本計画であり、環境の保全と創造に関する個別計画の基本となる計画
- ・ 市町の環境に関わる計画の策定や施策の実施において、尊重されるべき基本指針であり、県民の生活や事業者の事業活動、あるいはNP0等や地域団体の活動に際し、環境の保全と創造に関して尊重されるべき基本指針

(2) 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和12年度（2030年度）までの6年間

2 今後の施策展開に向けた課題

(1) 「脱炭素」に関する課題

温室効果ガスの排出量削減、再生可能エネルギー等の導入拡大と環境保全の両立、交通・移動手段のゼロエミッション化、建築物等の脱炭素化、CO₂吸収源としての森林・海洋の機能強化、気候変動の悪影響の軽減策（適応策）の推進

(2) 「自然共生」に関する課題

ネイチャーポジティブ（自然再興）への対応、生物多様性の保全、侵略的な外来生物の防除推進、野生鳥獣の適正な保護・管理、瀬戸内海の栄養塩類対策

(3) 「資源循環」に関する課題

一般廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進、産業廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進、プラスチックの資源循環、食品ロスの削減、サステナブルファッションの推進、木質バイオマスの利活用の推進

(4) 「健全・快適」に関する課題

大気環境の改善、水環境の改善、化学物質等への対策の推進、環境影響評価制度の適切な運用、PCB廃棄物の処理の推進、不適正処理防止対策の推進

(5) 「共創力」に関する課題

多様な主体のイコールパートナーシップによる共創、環境学習・教育の推進

3 基本理念

「将来につなぐ兵庫の自然の恵み ～県民と共に創る環境価値～」

脱炭素・自然共生・資源循環の施策を統合的に展開し、将来にわたる環境、すなわち兵庫の自然の恵みを確保し、環境施策等によって生み出される価値、さらには環境のもとに培われてきた歴史・文化・景観などの価値を新たな付加価値（環境価値）として県民と共に創り上げていく

人だけでなくすべての動植物との共生のもとに、将来にわたる環境・経済・社会の持続可能性を確保し、県民のウェルビーイング（県民の幸福）の実現をめざす

4 施策展開の方針

(1) 環境価値の創出

環境施策が環境面の課題解決にとどまることなく、経済全体の高付加価値化や地域活性化にも貢献するような価値を創出し、その価値を地域で共有

(2) 施策間の相乗効果の最大化とトレードオフの回避・調整

脱炭素、自然共生、資源循環に関する環境施策は、防災・減災、地域創生などの施策とも密接に関係しており、それぞれの関係性を踏まえ、相乗効果を最大限発揮するとともに、施策間にトレードオフがある場合は、統合的観点からこれを回避、あるいはバランスを調整

(3) 共創力の発揮と担い手の確保

気候変動の影響を大きく受ける農林水産業の事業者や、地域の環境保全に取り組む人たちははじめ、県民や事業者、地域団体、NPO、行政など、多様な主体の共創力によって、環境価値を創出するとともに、こうした共創を担う次世代の人材を育成

5 施策体系

- ・ 脱炭素・自然共生・資源循環を基軸とし、環境価値を創出
- ・ 環境施策等の統合的な展開によって、健全・快適な生活環境を確保
- ・ 共創力を発揮するとともに、その担い手を確保

6 具体的施策の展開

(1) 「脱炭素」 ～2050年脱炭素社会の実現～

エネルギー源の転換や身近なライフスタイルの変化、まちづくり、建築物など幅広い視点から、中長期的なロードマップのもと施策を推進

ア 経済活動や日常生活からの温室効果ガス排出削減

- 事業活動における脱炭素化、脱炭素型ライフスタイルへの転換
- イ 環境保全と両立した再生可能エネルギー等の導入拡大
再生可能エネルギー等の導入拡大、再生可能エネルギーの導入における地域環境への配慮
 - ウ 環境と共生するまちづくり
環境に配慮した交通の実現、環境に配慮した建築物等の普及促進、エネルギーの地産地消の推進
 - エ CO₂を吸収・固定する森林・海洋機能の強化
グリーンカーボンの推進、ブルーカーボンの推進
 - オ 気候変動適応策の推進
適応策3方針の推進、熱中症特別警戒情報への対応

(2) 「自然共生」 ～人と動植物が共存する豊かな自然の保全～

- 自然環境を良好に保ち、多様な生物が共存し、豊かな生態系を保つ施策を展開し、ネイチャーポジティブを実現
- また、シカ等の野生鳥獣の個体数の管理と被害防止、適正な生息環境の保全を進めるとともに、さまざまな担い手により、里地里山・里海の再生を推進
- ア ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現
30by30の推進や自然の恵みを活かした地域づくり、特定外来生物をはじめとした侵略的外来種の防除、生物多様性に配慮した生活や産業の推進
 - イ 野生鳥獣の適正な保護管理
野生鳥獣の被害防止総合対策の推進
 - ウ 里地里山・里海の保全と再生
里地里山の適切な管理、豊かで美しいひょうごの里海づくり

(3) 「資源循環」 ～脱炭素や自然共生につながる循環型社会の実現～

- 資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる循環経済（サーキュラーエコノミー）へ経済・社会システムを転換し、廃棄物となったものは、その特性に応じて、再使用、再生利用、熱回収などを徹底して、最終処分の少ないシステムを構築
- さらに、豊かな森林を有する兵庫県の特徴を生かし、利用されずに放置されている間伐材や林地残材等の未利用木材のバイオマスが地域内で消費される地域循環共生圏を構築
- ア 資源循環の推進
リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の推進、質の高いリサイクル（再生利用）の推進、暮らしに根ざした資源循環、未利用資源の利活用
 - イ 廃棄物の適正処理

廃棄物の適正処理、廃棄物の適正処理体制の整備、災害廃棄物処理の体制づくり

(4) 「健全・快適」～健全で快適な生活環境の確保～

身近な生活環境を保全するため、工場等から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視を継続して実施するとともに、化学物質等のリスクについて調査・研究を進め、健康や環境への影響を未然に防ぐ予防原則に立った対策を推進

ア 健全で快適な生活環境の保全

健全で快適な生活環境の保全、美しい環境の確保、災害廃棄物処理の体制づくり、環境影響・環境負荷に関する情報の適切な公開

イ 化学物質等への対策

有害化学物質対策等

(5) 「共創力」～多様な主体のイコールパートナーシップによる連携・協働～

県民、事業者、地域団体、NPO、研究機関、行政など多様な主体のネットワークを形成し、イコールパートナーシップによって連携・協働しながら施策を展開するとともに、地域での実践的な活動に加え、新たな課題に対応し、スタートアップなどを通じた経済・社会システムの転換、研究機関や企業活動との連携によるイノベーションの創出と実装、先進的な環境技術や知見の国際的な相互交流を進め、持続可能な社会づくりに貢献

また、共創を担う次世代の人材を育成するため、学校をはじめ、家庭・地域・社会において、環境への関心を高める教育や体験学習を通じた環境意識の醸成など、幼児からシニア世代まで多くの県民が、ともに学び、ともに育つ環境学習・教育を推進

ア 多様な主体のイコールパートナーシップによる共創

各分野における共創、県内の関係機関等との共創

イ 共創を担う次世代の人材の育成

ともに学び、ともに育つ環境学習・教育の推進、環境活動の担い手の確保・育成

7 計画の効果的推進

めざす将来像の実現に向けて、取組の推進及び計画の適切な進捗管理をPDCAサイクルにより実施するとともに、施策の実効性を定量的に把握する「ひょうご環境指標」を設定し、毎年度、定期的に進捗状況を取りまとめて、県環境審議会に意見・提言を求め、本庁各部や県民局など、部局横断で計画や取組を検証

結果については、県ホームページ等で多様な主体と共有するとともに、環境を起点とした新しい価値を創造する施策を部局間の連携で進めながら、多様な主体の活動につなげる

Ⅱ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（環境部関係分） 【第30号議案】

1 制定の理由

前回一斉改定（平成5年度）からの物価上昇を考慮し、以下の使用料及び利用料金の基準額について、その適正化を図るため、所要の整備を行う。

(1) ひょうご環境体験館利用料金〔ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例〕

2 制定の概要

名 称	主なもの		
	区 分	現 行	改正案
ひょうご環境体験館 利用料金	視聴覚室兼研修室利 用料金（13時から閉 館時刻まで）	4,500円	5,000円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

使用料等の徴収等について必要な経過措置を定める。

Ⅲ 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例の一部を改正する条例 【第38号議案】

1 制定の理由

- (1) 水質汚濁防止法（以下「法」という。）第3条第3項において、都道府県は、法の排水基準によっては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でない認められるときは、条例で、法の排水基準にかえて、法の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準（以下「条例基準」という。）を定めることができるとされている。
- (2) このたび、排水基準を定める省令の一部改正により、法の排水基準について、大腸菌群数が大腸菌数に改められ、同項目に係る許容限度が日間平均800CFU/mLに改められたことに伴い、大腸菌群数に関する条例基準を見直す。

2 制定の概要

- (1) 条例基準の大腸菌群数を大腸菌数に改め、同項目に係る許容限度を次のとおり改める。
 - ア 瀬戸内海水域における有害物質以外のものに係る排水基準（別表第2関係）
 - (ア) 既設特定事業場のうち、と畜場について、日間平均2,000個/cm³を日間平均500CFU/mLに改める。
 - (イ) その他の特定事業場のうち、医療業・研究、試験、検査等の業務用の施設・その他の業種又は施設について、日間平均800個/cm³を日間平均200CFU/mLに改める。
 - イ 円山川水域における有害物質以外のものに係る排水基準（別表第3関係）
 - (ア) その他の特定事業場のうち、医療業・研究、試験、検査等の業務用の施設・その他の業種又は施設について、日間平均800個/cm³を日間平均200CFU/mLに改める。
 - ウ 矢田川及び岸田川水域における有害物質以外のものに係る排水基準（別表第4関係）
 - (ア) その他の特定事業場のうち、医療業・研究、試験、検査等の業務用の施設・その他の業種又は施設について、日間平均800個/cm³を日間平均200CFU/mLに改める。

3 施行期日

令和7年4月1日